



南九州市キャラクター

お茶むらい

の利用について



【申請手続き】

南九州市キャラクター「お茶むらい」のイラストや写真を南九州市及び南九州市関係団体以外で利用する場合は、事前の申請による許可を得ることが必要です。

※ 申請書の提出

申請書に必要事項をご記入のうえ、南九州市商工観光課へ郵送またはご持参ください。

〒897-0392

南九州市知覧町郡 6204 番地

南九州市役所 商工観光課観光交流係

Tel 0993-83-2511 Fax 0993-83-4658

※ 申請書は市のホームページからダウンロードするか、ご連絡いただくと FAX または郵送にてお送りします。

申請書受付から問題がなければ、販売する商品の場合約 10 日程度で利用許諾書を送付いたします。

販売する商品以外への許諾について利用許諾について連絡をいたします。

利用許諾を受けたものには、下記のような著作権の表示と許諾番号の標記を必ず付けて下さい。



©012 南九州市
お茶むらい #123



©2012 minamikyushu city ochamurai#123



+

©012 南九州市 お茶むらい #〇〇〇

または

©2012 minamikyushu city ochamurai#〇〇〇

※ 〇〇〇は、許諾番号です。

【利用にあたっての留意事項】

① 商品等の販売を目的とした場合を含め、当分の間、無料でご利用できます。

- ② 個人で年賀状等に利用する場合は、申請の必要はありませんが、著作権表示は記載してください。
- ③ 利用に起因する問題が生じた場合は、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、南九州市は一切の責任を負いません。
- ④ 利用に当たっては、製造責任における責任の所在を明らかにする表示を始めとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 利用許諾は、南九州市が著作権を有するキャラクター「お茶むらい」のイラスト、写真を使用することを許可するものであり、利用許諾を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

【商品・会社名への使用はご遠慮ください】

NG な例

- ・ お茶むらい茶、お茶むらい団子、お茶むらいラーメン、お茶むらい焼酎、お得な「お茶むらいプラン」等

OK な例

- ・ お茶むらいのストラップ、お茶むらいのシール

次の場合、使用は許諾できませんので予めご了承ください。

1. 法令及び公序良俗に反するものと認められるとき。
2. 市の信用又は品位を害するものと認められるとき。
3. 第三者の利益を害するものと認められるとき。
4. 特定の個人，政党若しくは宗教団体を支援し，又は支援するおそれがあると認められるとき。
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
6. キャラクターの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
7. キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
8. 立体物で，その表現がキャラクターの立体物と認められないとき。
9. キャラクターの著しい変形その他キャラクターの利用が適当でないと認められるとき。

【お茶むらいのデザイン】

- ・ お茶むらいを変形したり体の一部を省略することはできません。
- ・ カラーで利用する場合は指定色でご利用ください。
- ・ お茶むらいの体に文字を入れたり、商品等の写真を合成したり、特定の企業・団体や商品を応援する利用はできません。
- ・ 特定の企業の商品を持たせることはできませんが、一般的な南九州市の特産品、農産物であれば可能です。